

史料研究

睡虎地 77 号漢墓簡牘文書・簿籍類積文案

高村 武幸 編

(「中国古代簡牘の横断領域的研究」班)

はじめに

近年の中国における簡牘の出土はいまやごく当然のこととなり、簡報はもとより、正式の報告書が発表されても、まとまった量の書籍類や、万を超える公文書・簿籍群でもない限りは、学界全体が注目するといった状況ではなくなりつつある。これは、出土点数の増加により、関連情報の把握が困難になりつつあるという状況のみならず、既知の出土簡牘が増えるにつれ、新出簡牘も既知のものと同様類似した内容のものが発見されることが多くなり、良くも悪くも一見して目新しさに富む簡牘というものが新たに発見されることが減少してきたこともあるであろう。そのため、学術雑誌等に簡報の形で一部のみが公表された簡牘に対しては、どうしても研究者の眼が届きにくくなっていることは否めない。

2006年に発掘された睡虎地 77 号漢墓は、発掘簡報によれば前漢文帝後元七年(前 157)頃の墓葬であり、2000 点を超える簡牘が発見されている(以下「睡虎地 77 号漢墓漢簡」とする)。この簡牘については、律や書籍が大半を占め、簡報、あるいは他の媒体で一部公開された写真を元にした研究もすでに公表されているが^①、公文書類や簿籍類と考えられる簡牘については現在のところ、ほとんど注目されていないようである。

それには写真が小さく積文案もないため、積読困難という事情があるが、やはり書籍類ではないことが影響しているように思われる。通常の典籍文献史料を扱う方法論で読解できる書籍と異なり、公文書や簿籍を史料として利用するには書式などへの注意も求められるほか、ある程度の量がないと帰納法的な考察が難しいなどの問題があり、簡報レベルの情報では研究しづらいといえよう。しかし、辺境出土とはいえ、膨大な公文書・簿籍史料群として敦煌・居延漢簡が存在する前漢後半期と異なり、睡虎地 77 号漢墓漢簡が該当する前漢前半期、あるいは後漢期の公文書・簿籍史料は少なく、簡報レベルのわずかな公表簡牘でも重要な史料といえる。特に近年、公文書・簿籍類を多く含む秦代の里耶秦簡が公表されはじめており、時間的に秦代(里耶秦簡)と前漢後半期(敦煌・居延漢簡)との間に位置する前漢前半期簡牘史料の重要性は高まりつつあるといえるだろう。

そこで、本稿では睡虎地 77 号漢墓漢簡の公文書類数点を取り上げ、判読可能な部分のみながら、写真からの積文作成を試み、簡単な注を附してみた。もとより小さな写真に抛らざるを得ず、かつ倉卒な作業であるため、誤謬も多いと思われる。ご批正を乞う次第である。

本稿は、高村武幸が議論の叩き台となる積文と訳注・その他の文章の原案を作成し、青木俊介・片野竜太郎・鈴木直美・陶安あんど・中村威也が共同して再検討した結果をうけて増補を行なった。その後、陶安の勤務先である東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所に外国人研究員として日本に滞在していた、中国・復旦大学出土文献与古文字研究中心の陳劍氏により、積読に疑義のある文字の改定案が示され、基本的にそれを採用した。最後に高村が文体等を統一した。簡牘の分類については、仮に高村「中国

古代簡牘分類試論」(『木簡研究』34、2012年)に拠った。文責は高村によるものである。

一、睡虎地 77 号漢墓について

『江漢考古』2008年第4期掲載の、湖北省文物考古研究所・雲夢県博物館「湖北雲夢睡虎地 M77 発掘簡報」(以下「簡報」)によりつつ、睡虎地 77 号漢墓と出土簡牘について概観しておく。

湖北省雲夢県は 1975 年に有名な睡虎地 11 号秦墓が発見されたことで知られ、一帯には古代の墓が多数存在している。77 号漢墓は 2006 年 11 月 6 日、鉄道工事に伴い発見された小型長方形竪穴土坑墓で、墓坑上部は 248×185 cm、墓坑底部は 237×175 cm、頭向は 84°、一椁一棺で、辺箱が伴っていた。遺物は 37 件で、漆器 18 件、木器 2 件、竹器 6 件、陶器 8 件、その他鉛蓋・銅鏡・石硯が各 1 件である。

簡牘類は辺箱内部にあった竹筒の中に収められており、工事の際に竹筒ともども一部が損傷した。編号が付された簡牘は 2137 点で、他に存在する簡牘破片を考慮すると実際には 2137 点より少し多かったと考えられている。また、大部分の簡牘が竹筒内に置かれたままの状態で破壊をまぬがれたため、編綴順は概ね元来の状態を留めていると考えられている。簡牘は竹筒内で別々に巻や束にされて縦方向に重ねて置かれており、全部で 22 組に分類された。

竹筒は長さ 26~31 cm(秦漢の一尺一寸強~一尺三寸強)、編綴紐は 3 本で、上下は簡頂・簡尾から各 1 cm の所、中は筒の中間点を綴っていて、一部の紐はまだ残っていた。いずれも隸書で、竹の内側の面に書写しており、多くが頂部に余白を残しているが、わずかな筒には余白がない。

①質日

全 10 組で、1 組 1 年、先頭簡の背面に「〇年質日」と記してあるという。「簡報」に載る情報と写真から判明する書式を総合すると、竹筒は 6 欄に分割され、先頭簡にその年の偶数月 6 ヶ月が記され、以下各月の干支が記され、次に奇数月が同様に記されていく。文帝十年(前 170)から文帝後元七年(前 157)のものだという。これは吉村昌之氏の暦譜分類では「編冊式年暦譜」になり^②、既知の簡牘では尹湾漢墓簡牘「元延二年日記」の暦譜とはほぼ同形式である。ただし、干支の記載は「元延二年日記」が横書きであるのに対し、「質日」は縦書きとなっている。また、干支の下に出来事が記してある例もあって、これも「元延二年日記」と類似している^③。

②日書

完全な筒はなく、ある筒の背面に「日書」と記してあった。壊れた筒の大半が日書関連の内容だという。

③書籍

1 巻 205 点、上部が欠損しており、残っているのは長さ 90~150 mm、幅 6 mm、歴史上の人物に関係した内容だという。

④算術

1 巻 216 点、1~76 号筒は長さ 260 mm で幅 4 mm、77~216 号筒は長さ 282 mm で幅 5.5 mm、1 号筒背面に「算術」と記してあった。内容は張家山漢簡「算数書」と同様の数学書で、一部の問題は字句に違いがあるものの「算数書」と同じだという。

⑤法律

2 巻 850 点、概ね完全で、V 組筒は 306 点、長さ 270~279 mm で幅 5.5 mm、盜・告・具・捕・亡など 16 種の律から成る。W 組筒は 544 点、長さ 275 mm で幅 5 mm、金布・戸・田・工作課・祠・葬律など 24 種の

律から成る。

牘は竹と木のものがあり、概ね完全なもので、6組128点であるが、うちN組は52枚中、1号と52号のみ牘で、残りは全て簡ながら、簡・牘^④を混ぜて一つにしているため、牘類に入れてあるという。長さは220～440mm(秦漢の約一尺～二尺)、2本の編綴痕があるものが多い。内容は司法文書と簿籍だというのが、公表されたものは司法文書というよりは公文書とした方が実情に近いようである。

「簡報」で公表された写真は質日簡・法律簡(葬律標題1点+律文4点、行書律律文4点、口律標題1点)・算術簡(以上彩版15)・書籍簡各10点(彩版16)、法律簡の部分拡大写真6点、牘10点(彩版16が1ないし2点[写真は2点あり、筆跡は同一と思われることから同一簡牘の正面・背面と考えられるが、やや形が異なるため別々の簡牘の可能性もある])と彩版14が9点)である。このうち、本稿で対象とするのは公文書・簿籍に分類される牘10点であるが、残念ながら彩版14の「2.牘」とされた5点の牘は、長さが440mmのものを相当縮小して掲載していると推測され、文字が見えづらく、かなり不正確な釈文しか作成できないため、本稿では釈文案の提示を断念せざるを得なかった。なおこれら彩版14のうち左側4点は竹の両行簡で、一部「令史」などの文字が判読できる。残る1点は幅広の竹牘で、上下二欄にわかれており、数字が多く記されていると思われる。また上部一行目冒頭が「臨沮令初」と読み、下部4行目末尾が「●殿」と読める。また数字も多く記されているようであるが、この推測が正しければ、彩版15に載る簡(後掲^④の簡)と関連するものであろう。

二、釈文案

以下に、残る6点の写真の釈文案を示し、分類と語注を付す。釈文と引用史料はパソコンで表示できるレベルの旧字体を用いたが、その他の部分は当用漢字とした。(?)はその直前の文字の釈文について疑義を残していることを示す。□は1文字みられるが、成案を得られず釈文できなかったものを示す。官職に付した語注で、「表」は『漢書』百官公卿表、「志」は『統漢書』百官志を指す。各語注末尾に付した[李均明]などは参考文献で、本稿末尾に一括した。

①睡虎地77号墓漢簡彩版14-3-1(14-3の最も右の写真)

分類 形状分類:○二乙・機能分類:○一甲(公文書・上行文書)

釈文案

越人芳各三月謹并上課書敢言之

丞毋擇得(?)采未

語注

(1)越人・芳…いずれも人名と考えられる。

(2)三月…三月は三カ月ずつの意、季節ごとを指す。簡牘には「四時」(四季)ごとに報告や帳簿を作成する事例が多くみられ、「四時簿」と称される[李均明]。

●甲渠侯官建武七年正月盡三月穀出入四時簿(E.P.F22:398,A8)

(3)課書…課は秦漢公文書の一種で、考査のために提出させる文書の名称である。居延漢簡などでは「郵書

課」があり、他に

●不侵部建武六年四月驛馬課(E.P.F22:640,A8)

などがある。課自体は調査資料のようなものであり、送付にあたっては送達文書が付される[李均明]。書は書類一般を広く指す。語注(1)と併せて考えると、この簡は季節毎の考査のために提出する課に付した送達文書であろう。里耶秦簡には、「○○課」と称する事例が多く存在する。J1③479・482・483・486・490・495・501 簡など参照。

(4)敢言之…秦漢期の公文書の上行文書に用いられる常用語句。

(5)丞毋擇…丞は次官で、他の睡虎地七七号漢墓漢簡が県級官府に関わる内容である点からみて、県丞と考えられる。県丞は秩四百石～二百石(表)、「丞署文書、典知倉獄」(志)と、文書进行处理し、倉や裁判のことをつかさどるとされる。史料から実際の業務をみると、県の長官である県令・県長とほぼ同様の業務に従事しており、さらには県丞のみでも文書を発信していたので、県行政実務の要として機能していた。ただし、軍事・治安面には極めて限定的な関与のみとなっている[高村]。「毋擇」は人名で、後掲③にみえる「毋擇」か。

按語

1 行目には紀年・発信者名とも記載なく、人名からはじまっている。そのためこの簡の上部が欠損しているか、完全な簡であればこの前にもう1 簡存在したものと推測され、文書の末尾部分であろう。越人・芳など複数の人名が羅列されているので、各人それぞれの3 カ月=1 季分の課書について、まとめて提出した際の送達文書と考えられる。2 行目はよく意味がとれない。采は人名の可能性もある。

現代語訳

越人・芳、それぞれ3 カ月分です。謹んでまとめて課書を上呈いたします。以上申し上げます。
丞毋擇は得たが采はまだである。

②睡虎地 77 號墓漢簡彩版 14-3-2(14-3 の右から 2 番目)

分類 形状分類:○三乙・機能分類:○一甲(公文書・上行文書)

釈文案

七年十一月壬申朔丁酉□□鄉佐哉(?)人敢言之獄下書選故
守令史越人定遣言●謹問越人公乘居路里毋它
坐遣詣獄敢言之

語注

(1)七年十一月壬申朔丁酉…文帝後元七年(前 157)十一月二十六日。

(2)鄉佐…郷の官吏で「屬郷、主民收賦税」(志)と、民衆からの徴税を主業務としたとされ、居延漢簡中の「秋賦錢」を封した封檢にもみえる。

熒 東利里父老夏聖等教(校)數

□秋賦錢五千 西郷守有秩志臣佐順臨

陽

□□親具

(45.1A,A8)

(3)獄…この獄は、県の裁判担当部署を指すものか[官宅]。

(4)故…ここの故は「もとの守令史」という、「もとの」「以前○○の職にあった」の意味で解釈してみた。

(5)守…守はいわゆる守官を示す。漢代では、低位の官職にある者が高位の官職で本務者がいないものを兼

任する場合、「守某官」と称した。二千石級の高級官の場合は試用期間の意味もあり、守某官となつて一年経過すると守が取れて兼任していた高位官職が本務となるが、それより下の官職の場合は、試用期間の意味はほとんどない[大庭]。

(6)令史…令史は基本的には令・長級(秩千石～三百石)の官府長官とその次官=丞に直属する少吏。本質的な職掌は張家山漢簡「二年律令」史律 475～476 簡に規定があるように、史(書記)の資格を有する者の優秀者を令史に任用したことから明らかなように、書記官である。しかし実際には、睡虎地秦簡「封診式」の事例では殺人(55～62 簡)や窃盜(73～83 簡)の現場へ赴いたり、居延漢簡では「甲渠斗食令史備寇虜盜賊爲職」(EPT68.17,A8)と軍事的役割を期待されたりと、令・長や丞直属の少吏として様々な実務を担っていた[嚴耕望]。

(7)定…確定・特定の意であろう。里耶秦簡に、「定謾者」(J1⑨981 正面)の語があり、「謾りし者を定め」として、虚偽を申し立てた者を特定する意で解釈できる[里耶講読]。

(8)公乘…漢代二十等爵制では第八級[西嶋]。

(9)毋它坐…他に罪はない、という意味。居延漢簡に用例がある。

賀未有鞫繫時毋它坐謁報敢言之

(14.28,A33)

また、睡虎地秦簡にも類例がある。

丞某訊丙、辭曰「甲親子、誠不孝甲所、毋(無)它坐罪。」

(睡虎地秦簡封診式 51)

(10)遣詣獄…「遣詣○」という類似した表現は、里耶秦簡に「遣詣廷」(J1⑨981 正面)、居延漢簡に「遣詣府」(EPT59.398,A8)などの例がある。「遣わして○まで出頭させる」というような意味である[里耶講読]。

按語

獄からの指示に対する回答の文書である。1 行目の選から 2 行目の●の前までが獄からの指示の再録部分である。回答に際して指示や命令の内容を再録するのは里耶秦簡や居延漢簡と共通する。

現代語訳

(文帝後元)七年十一月二十六日、□□郷佐の哉(?)人、申し上げます。獄が書を下し、もと守令史であった越人を召喚し、「特定して遣わすようにせよ。報告せよ」とありました。●謹んで問い合わせいたしました。越人は公乗で、路里に居住しており、他に罪はありません。遣わして獄に出頭させます。以上申し上げます。

③睡虎地 77 號墓漢簡彩版 14-3-3(右から 3 番目)

分類 形状分類:○二乙・機能分類:一四(複合簿籍)

釈文案

●書六年九月庚子到七年十一月丁酉決五十七日丞毋擇主

十八日守丞弦(?)廿九日掾史癡(?)蠡廿四日長陽獄史寄主

語注

(1)書…書類の担当の意、あるいは動詞として「六年九月庚子より七年十一月丁酉に到るまでの決を書す」と解するものであろう。

(2)六年九月庚子到七年十一月丁酉…六年九月庚子は文帝後元六年九月二八日。後元七年十一月朔は丙寅、丁酉は三十二日になり合わない[陳垣]。ただし、後元七年十一月朔を壬申とすれば、丁酉は二十六日[張

培瑜・饒尚寛】。

(3)簡牘の用例には次のようなものがある。

有罪當收獄未決而以賞除罪者收之

(張家山漢簡「二年律令」178簡)

裁判の判決(にかかわる業務)を担当した方向で解した方がよいように思われる。

(4)主…担当する、つかさどるの意。県廷の戸籍担当者開封を指定した「廷主戸發」(里耶秦簡 J1①155)、
労役刑徒をつかさどる令史「主徒令史」(張家山漢簡「奏讞書」54)などの使用例がある。

(5)守丞…県丞の守官。

(6)掾史…掾は前漢後半期に形成された諸曹掾史制度中の掾が有名であるが[仲山茂][嚴耕望]、掾の語自体は秦代を記した史料にも散見する[紙屋A]。

蕭相國何者、沛豐人也。以文無害、爲沛主史掾。『史記』蕭相国世家

平陽侯曹參者、沛人也。秦時爲沛獄掾、…(下略)。『史記』曹相国世家

これが司馬遷の時代を反映したものであっても、前漢前半期末には掾の呼称があったと考えてよいだろう。居延漢簡にも掾がみえ、諸曹を形成するほどの規模ではない官府であった甲渠候官(県級行政機構)では、前漢末の例ながら、令史(後掲)の中での筆頭者が「主官令史」を称し、同時に「掾」とも称されていたことは、譚という人物の経歴から判明する。森鹿三氏は「主官令史」とは複数の令史の主任であるとする[森]。確かに「官」=候官を「主」=つかさどる、といった程の意味合いで候官の令史の取りまとめ役と考えられる。

建武五年五月乙亥朔丁丑主官令史譚効移

(EPT68.7,A8)

掾譚令史嘉

(EPF22.38,A8、A面は建武六年の紀年あり)

なお、本簡にみえる掾史が、前漢後半期以降の掾史と同様の官吏であるかどうかは不明である。

(7)長陽…不明。獄史が所属しているならば県であろうか。

(8)獄史…獄史は尹湾漢墓簡牘「東海郡吏員簿」(YM6D2)によれば秩は斗食。県の少吏で、主として裁判関連の業務を担当する。張家山漢簡「奏讞書」に多くみられる。

按語

居延漢簡にみられる「作簿」類に近い[永田][李天虹]。一定期間の業務の担当について、数名の官吏がその期間内の何日間を担当者として従事していたかを記している。また、この簡を単体の簿籍として捉えず、裁判判決書類をまとめた冊書などに付した表題簡と考える方向性もあろう。長吏である丞・守丞(実際は少吏であろう)と、少吏である掾史・獄史らがあまり区別なく交代で担当していたようである。県級官府内の実務担当状況の実態を考えるための史料として有用だろう。

現代語訳

●六年九月庚子から七年十一月丁酉までの決の記録。五十七日間は丞の毋擇が主任担当。十八日間は守丞の弦、二十九日間は掾史の癡(?)蠹、二十四日間は長陽獄史の寄が主任担当。

④睡虎地 77 號墓漢簡彩版 14-3-4(右から 4 番目)

分類 形状分類:○三甲・機能分類:○一(公文書類)の一部か——甲(表題簡類)

積文案

●五年將漕運粟屬臨沮令初殿獄

語注

(1)五年…文帝後元五年と考えられる。

(2)將漕運粟…穀物を輸送することであるが、前漢前半期にはあまり大規模なものではなく、地方税糧の輸送というよりは中央官府や軍事行動に用いるための穀物輸送であるという[藤田]。この簡にみえる漕運は、全国的な規模で行なわれたものの一環か、地域的なものであるかわかりにくい。

(3)臨沮…臨沮は『漢書』地理志によれば南郡の県。現在の湖北省遠安県西北[譚其驥]。

(4)令…ここでは臨沮県の県令。県令は秩千石～六百石、戸数一万戸以上の県に設置された長官(表)。職掌は「皆掌治民、顯善勸義、禁姦罰惡、理訟平賊、恤民時務、秋冬集課、上計於所屬郡國」(志)とあり、民の教化とともに裁判・治安に関わり、県の状況を郡国に報告していた。この簡が記された前漢前半期は、地方行政のかかなりの部分を県が中心となって処理していた[紙屋B]。初は人名であろう。

(5)殿…最低の成績の意味。最高の成績を示す「最」と対になる。秦漢時代の官吏の勤務における成績で、殿となるとならぬかの処分を受けることが大半である。この簡では臨沮令が文帝後元五年の漕運にかかわり殿の評価を受けたと考えられる。漕運での殿最については、『漢書』公孫弘卜式兒寬伝に、「拜式緱氏令、緱便之。遷成臯令、將漕運最」との事例がみられることが[安作璋・熊鉄基]により指摘されている。

(6)獄…広義では「裁判」であるが、ここでは具体的な話であり、「案件」の意でとる[初山]。

按語

臨沮令が漕運で殿となった案件の書類に付されたもので、前述したように、写真が縮小されて明確にみえない彩版 14-2-1 簡がその関係書類ではないかと推測される。14-2-1 簡の機能が簿籍であれば表題簡、文書の一部を成すと考えられるのであれば文書冊書の冒頭・末尾の構成簡であろう。

現代語訳

●五年、穀類の漕運を指揮した臨沮令初が殿となった案件。

⑤睡虎地 77 號墓漢簡彩版 16-2-1・2

分類 形状分類:○三甲・機能分類:一四(複合簿籍)

釈文

買利(?)居矣(?)素丈七尺〃十二錢〃二百二●二枚□

買布三丈三尺五寸 西里救安國母所丈六十八錢〃二百廿二(本来は二百廿八)●債

出七十五買缶二 西里安國錢六百卅八已入三百一十八日取三百日母自取

出百貨車載喪 ●未備廿九●今廿二

出廿買瓦□二之冢藏

出六十五買豚二之冢

(以上 1)

千六百後益三百凡千九百 出卅買泉矣陽□

出三百自買麤衣□

出三百卅三買冢母素三丈七尺〃九●一枚□

出六百七十買素五丈六尺〃十二●平氏客二枚□

買縑一匹尺十半、四百廿●未予錢●救安國母所●一枚債

買素二丈六尺〃十一錢〃二百八十六張妄所已予二百八

十六□ 利居留母受(?)錢(?)

(以上 2)

語注

- (1)救安國母…現代語訳では 16-1-1 の 3 行目「西里安國」の記載から、安國を人名とし、その母親という解釈をとったが、「母」を女性に対する敬称と解釈し得る可能性について参加者より指摘があった。
- (2)載喪…柩を車に乗せる。
臨死遺誠牛車載喪、薄葬洛陽。 『後漢書』祭遵列伝
- (3)羸衣…喪服か。
- (4)豕母素…素は染色等を加えない生地、豕母は固有名詞で、素の種類や製品につけられた品名を指す。
- (5)縑…二重糸網の絹、贈答品に用いられる。

按語

私的な売買とその債務にかかわる記録で、恐らく葬儀に掛かった費用の計算書と考えられる。素や臬(からむし)、縑などの繊維製品や、缶(かめ)などの生活用品、豕(ぶた)などの家畜が売買されている様子が看取できる。「卍」などの記号類は居延漢簡と共通する。

現代語訳

- 16-2-2…内容からみてこちらが正面
千六百(銭)、後に三百を増して、都合千九百(銭)。
四十銭を支出して、矣陽より臬を買う。✓
三百銭を支出して、粗い衣を買う。✓
三百三十三銭を支出して、豕母素三丈七尺を買う。尺当たり九銭。●(券)一枚あり。✓
六百七十銭を支出して、素五丈六尺を買う。尺当たり十二銭●平氏客(より買う)。(券)二枚あり。✓
縑一匹を買う。尺当たり十銭半。□(合計)四百二十●未だ代金を支払っていない●救安国の母の所より買う。●(券)一枚あり。つけあり。
素二丈六尺を買う。尺当たり十一銭、合計金額二百八十六銭。張妄の所より買う。已に二百八十六を支払う。✓ 利居は留めて代金を受け取らず。
- 16-2-1…内容からみてこちらが背面
利居より矣素一丈七尺を買う。尺当たり十二銭、合計二百二銭●(券)二枚あり。✓
布三丈三尺五寸を買う。西里の救安国の母の所より買う。丈当たり六十八銭、合計金額は二百二十八銭●つけあり。
七十五銭を支出して、缶二を買う。
百銭を支出して、車を借りて、喪(柩?)を載せる。
二十銭を支出して、瓦口二を買う。冢に行つて埋める。
六十五銭を支出して(祭祀用の)豚二を買う。冢に(持って)行く
西里の安国(に負っている)お金六百四十八銭は已に三百一十八銭を入れた(返済かそれとも他から調達したという意か)。日ごとに、三銭を取り、百日(で三百)。母自ら取る。●未返済額は二十九銭。
●残金二十二銭。

三、余語

以上、6 点の写真の積文と語注を示したが、僅かな分量ながら、簡牘や地方行政、また社会・習俗を考

える上では無視できない内容がある。

①簡牘研究面

まず、竹簡の両行簡・3行書簡の形態についての知見が得られた点大きい。14・3・1～4簡は、いずれも写真から竹簡と判断され、14・3・1・3簡はいわゆる両行、2簡は3行書簡である。これらの簡の書写面は、竹の外側の丸みを帯びた部分を全て平坦にして複数行を記すようにしたものではなく、丸みに沿って1行分ごとに1面の書写面を削り、両行簡は左右行を分かち縦の中心軸を稜線とする「∧」型断面、三行書簡は左中右の各行の境界線にあたる部分に2本の縦の稜線を有する「∩」型断面となっていることが看取される。この特徴は、文字が半別できない彩版14・3の2～5簡の両行簡にも明確にあらわれている。

ところで、これら稜線を持つ簡は竹の曲面を平面にして書写の便をはかるために作成されたと考えられるので、基本的には材質の持つ特性によって稜線を持つか否かが決定されるようである。しかしながら、大英図書館蔵敦煌漢簡を実見した舩山明氏から伺ったところによれば、木簡の敦煌漢簡の両行簡にも、縦の中心軸に敢えて稜線を設けた簡が散見されるという⁶⁾。実際、その形態は写真でも確認できる。また、敦煌懸泉置漢簡の中で、写真が公表されたものの中にも⁶⁾、類例が確認できる。

木は竹と違い、丸みを帯びた部分に沿って書写面を作成する必然性が薄いにもかかわらず、なぜこのような竹の両行簡に似た形態を持つ簡が作成されるのであろうか。ひとつには、ある程度の幅を持った平坦な書写面を作成するのは、意外と手間がかかるものであり、作業としては稜線を残すように狭い幅の書写面を2面作成する方が楽である、ということが考えられよう。ただし、より幅の広い平坦な書写面を持つ簡も少なからず作成されている事実を考慮すると、単に手間の問題だけでは考えづらい。平坦な両行簡も稜線を持つ両行簡も、2行書き可能という最も重要な機能面で変わる所はない。

すると、敢えて竹簡の両行を意識した形態を残している、とも考えられる。角谷常子氏により、両行簡は正式文書に用いられる傾向が強いとの指摘がなされているが⁷⁾、だとすると、公式性の強い両行簡は、素材としては竹がより公式性が強く、木の両行も竹に似せようとする意識が存在した可能性も視野に入れねばなるまい。

②行政研究面

散見される官職名から推察して、公文書や公的簿籍の多くが県級の行政機構と関係するのではないかと考えられ、出土公文書・簿籍類の事例が少ない前漢前半期の史料である点を考慮すると、公文書書式の変遷や、その背後にある官僚機構や行政実務の変化を検討する上で重要な史料である。本格公表後の里耶秦簡や居延漢簡、または尹湾漢簡との比較検討が必要となろう。

なお臨沮県や漕運にかかわるとされる記載があったが、睡虎地77号漢墓自体は漢代の南郡臨沮県ではなく、江夏郡安陸県(現湖北省雲夢県)に位置する。ある意味ではこれも本来あるべき所から外れた場所で出土する「異処簡」⁸⁾といえなくもない。かかわりがありそうな簡牘の写真が小さく釈読が困難であるなど、残念なことであるが、これが本当に漕運にかかわるものであるならば、史料が乏しかった前漢前半期の漕運を、地方官府の関係文書から考察する手がかりが得られる期待を持てる。

③社会・習俗

最後に、16・1・1・2簡も、典籍史料ともかかわる内容で、非常に面白い。これに関連して、

涉乃側席而坐、削牘為疏、具記衣被棺木、下至飯含之物、分付諸客。諸客奔走市買、至日映皆會。涉親閱視已、謂主人「願受賜矣」。既共飲食、涉獨不飽、乃載棺物、從賓客往至喪家、為棺斂勞俵畢葬。

『漢書』游侠伝・原渉条

が、葬儀に必要な品物を簡牘に簡条書きしている点や、棺などを車に乗せたと思われる点(16・2・14行目の「出百賃車載喪」)などで関連しており、当時の葬儀の様子などを考える上で、本簡が有益な史料であることを示す。

地域社会の中で暮らしていた人々の葬儀に関係した品物の売買を記したもので、中央政府の高官や皇族・列侯などではない、地方官吏～一般民衆レベルの冠婚葬祭の様子を示す史料として、重要な価値を持つものといえるだろう。

注

- (1)例えば2010年刊行の『出土文献研究』9には、一部書籍簡(後掲③書籍に該当)の比較的明瞭な写真とともに、熊北生「雲夢睡虎地77号西漢墓出土簡牘の清理と編聯」、劉樂賢「睡虎地77号漢墓出土の伍子胥故事殘簡」の2論考が掲載されている。前者は書籍簡の編綴順について述べており、33点の簡の釈文が示され、J188～190簡が『淮南子』道応訓と一致する内容であると論じられている。後者は簡報に示された写真(彩版16)の6点の簡牘を釈文し、『越絶書』の内容と比較検討している。また武漢大学簡帛研究所ホームページの「簡帛網」(<http://www.bsm.org.cn>)には、曹旅寧「睡虎地77號漢墓出土的漢《葬律》簡」(2009年11月13日受理)・同「睡虎地77號漢墓《葬律》内容蠡測」(2009年11月19日受理)が公表されており、前者には「葬律」の釈文案が付されている。
- (2)吉村昌之「出土簡牘資料に見られる曆譜の集成」(富谷至編『辺境出土木簡の研究』所収、朋友書店、2003年)。
- (3)「元延二年日記」については、拙稿「秦漢代地方官吏の『日記』について」(拙著『漢代の地方官吏と地域社会』第二部第一章、汲古書院、2008年[初出1999・2002])、蔡万進『尹湾漢墓簡牘論考』(台湾古籍出版有限公司、2002年)、大櫛敦弘「日記前史—秦漢時代の『日記』資料」(平成17～21年度文部科学省科学研究費補助金・特定領域研究 代表小島毅「東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成—寧波を焦点とする学際的創生—」研究成果報告書第2巻、2010年)などを参照。「日記」や「曆譜」と称された史料については、近年公表された同種の史料に付された題名である、「視日」「質日」と称すべきとの意見がある。李零「視日・日書と葉書—三種簡帛文献的区別和定名」(『文物』2008年第12期)。
- (4)この部分は簡報に従い述べたが、牘が幅広のものを指すという従来の区分は、秦漢期史料による限り必ずしも正確なものではなく、簡と牘とを分ける必要があるか、あるいはその際に牘という語を用いるべきかは、疑問なしとしない。拙稿「秦漢時代の牘について」(『三重大学人文学部文化学科人文論叢』30、2013年、待刊)参照。
- (5)王国維原著、胡平生・馬月華校注『簡牘檢署考校注』(上海古籍出版社、2004年)41頁注①にも指摘がある。
- (6)懸泉置漢簡の写真については、片野竜太郎氏が、大陸の研究者の論文などに収録された写真を集成されたものを提供していただいた。
- (7)角谷常子「簡牘の形状における意味」(富谷至編『辺境出土木簡の研究』、朋友書店、2003年)。
- (8)エチナ漢簡講読会「エチナ漢簡選釈」の「解題にかえて」(当該部分は初山明氏によるもの、『中国出土資料研究』10、2006年)参照。

語注参考文献 五十音順

- [安作璋・熊鉄基]…安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』(齊魯書社、1984年)
- [エチナ講読]…エチナ漢簡講読会「エチナ漢簡選訳」(『中国出土資料研究』10、2006年)
- [大庭]…大庭脩「漢の官吏の兼任」(同氏『秦漢法制史の研究』第四篇第五章、創文社、1982年[初出1957])
- [紙屋A]…紙屋正和「兩漢時代における郡府・県廷の属吏組織と郡・県関係」(同氏『漢時代における郡県制の展開』第四編第十一章、朋友書店、2009年[初出1990])
- [紙屋B]…紙屋正和「前漢前半期における県・道による行政」(同氏『漢時代における郡県制の展開』第一編第一章、朋友書店、2009年[初出1982・2005])
- [巖耕望]…巖耕望『中国地方行政制度史 甲部 秦漢地方行政制度』(中央研究院歴史語言研究所專刊之四十五A)
- [饒尚寛]…饒尚寛『春秋戦国秦漢朔閏表(公元前722年～公元220年)』商務印書館、2006年
- [高村]…高村武幸「秦漢時代の県丞」(同『漢代の地方官吏と地域社会』第三部第三章、汲古書院、2008年[初出2006])
- [譚其驥]…譚其驥『中国歴史地図集』第二冊 秦・西漢・東漢(地図出版社、1982年)
- [張培瑜]…張培瑜『三千五百年曆日天象』(第二版)大象出版社、1997年
- [陳垣]…陳垣『二十史朔閏表』(中華書局、1962年[初出1926])
- [富谷編]…富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』(朋友書店、2006年)
- [永田]…永田英正「居延漢簡の集成一」(同氏『居延漢簡の研究』第I部第一章、同朋舎、1989年[初出1974])、同「居延漢簡の集成二」(同氏『居延漢簡の研究』第I部第二章、同朋舎、1989年[初出1979])
- [仲山]…仲山茂「漢代の掾史」(『史林』81-4、1998年)
- [西嶋]…西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造』(東京大学出版会、1961年)
- [藤田]…藤田勝久「漢代の漕運事業と郡県社会」(同氏『中国古代国家と郡県社会』第二編第三章、汲古書院、2006年[初出1983])
- [宮宅]…宮宅潔「司空小考—秦漢時代における刑徒管理の一斑—」(同氏『中国古代刑制史の研究』第五章、京都大学学術出版会、2011年[初出2008])
- [初山]…初山明「秦漢時代の刑事訴訟」(同氏『中国古代訴訟制度の研究』第二章、京都大学学術出版会、2006年[初出1985])
- [森]…森鹿三「令史弘に関する文書」(同氏『東洋学研究 居延漢簡篇』同朋舎、1975年[初出1955])
- [李均明]…李均明『秦漢簡牘文書分類輯解』(文物出版社、2009年)
- [李天虹]…李天虹『居延漢簡簿籍分類研究』(科学出版社、2003年)
- [里耶講読]…里耶秦簡講読会「里耶秦簡訳注」(『中国出土資料研究』8、2004年)

参加者一覧

- 青木 俊介…学習院大学東洋文化研究所PD共同研究員
- 片野竜太郎…東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同利用研究員
- 陶安あんど…東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所准教授
- 鈴木 直美…明治大学講師
- 高村 武幸…三重大学人文学部准教授

中村 威也…跡見学園女子大学等講師

付 記

本稿は東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同研究プロジェクト「中国古代簡牘の横断領域的研究」(研究代表者・陶安あんど)の成果の一部である。

(たかむら たけゆき 三重大学人文学部)